

第 6 回
呉市・下蒲刈町合併協議会
会 議 録

(平成14年8月5日)

呉市・下蒲刈町合併協議会

第6回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録

と き 平成14年8月5日(月曜日)

ところ すこやかセンターくれ 1階 多目的ホール

出席委員

(呉市)

小笠原臣也
赤松俊彦
中田清和
石山 講
岩原 椋
石崎元成
岩城公順
吉井光廣
三戸光子

(下蒲刈町)

竹内弘之
杉原 裕
花浦照広
船田孝敏
船田信義
蔦村正勝
竹内美智三
宇都宮杉三
伊豆本悦子

出席顧問

加賀美和正

説明員

芝山公英
中本克州
佐々木 寛
柴村隆博
香川逸志

会議に付した事件

(協議事項)

協議第 1 8 号 新市建設計画について (継続協議案件)

協議第 3 5 号 合併協定書について

午前 1 0 時 開 会

中本事務局参事 間もなく開会させていただきます。皆様にお願ひがあります。携帯電話の音が出ないように御協力お願いいたします。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜り厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、本協議会の会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

小笠原会長 皆さんおはようございます。

大変お忙しい中を、また大変暑い日が続いておりますけれども、そういう中を本協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回まで 5 回の合併協議会を重ねたわけでございますが、何しろ大変多くの項目、いずれも重要かつ複雑多岐にわたる項目につきまして、膨大な資料を提出させていただいて協議をしていただいたわけでございますが、一つ一つ調整をし、そして協議が整ってまいりましたことに対して心から厚く御礼申し上げます。

5 回までの協議会ですべての協議項目について御決定をいただき、また確認をしていただいてまいりましたけれども、その中で新市建設計画案につきましては、第 5 回の協議会終了後、広島県知事へ正式協議をいたしまして、その回答をいただいたところでございます。

本日は、その内容をもとにいたしまして、実質的変更は一切ございませんけれども、一部字句あるいは表現の修正がございますので、御確認をいただいて建設計画を決定させていただきたいというふうに思っております。

それから、合併協定をいよいよ調印をするということになるわけでございますが、その合併協定書 (案) についても御確認をいただきたいというふうに思っております。

今日は、いよいよそういう意味で合併調印に向けて大詰めの協議会を迎えているわけでございます。本日の協議会においてすべての協議項目について協議決定をいただきますと、合併調印式を開催する運びになるわけでございますが、そういう意味におきまして、本日の協議会はこれまでの総括という非常に重要な意味を持っておるわけでございます。どうか慎重かつ前向きに御協議をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、確認をいただきました項目の中に、これから私と竹内町長の間で煮詰め

ていく項目もございますけれども、そういったことについてもお互いに十分納得をして、そしてこの合併が、呉市、下蒲刈町にとって本当によかったと言っていたできるように進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます、あいさつにさせていただきます。

中本事務局参事 ありがとうございます。

続きまして、副会長でございます竹内弘之町長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

竹内副会長 下蒲刈町を代表いたしまして一言申し述べさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、この4月より何回もお集まりいただき、合併について協議をいただき、その御労苦に対し厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の協議会で協定書（案）が協議され、後日調印式という手順が組まれております。合併につきましては、私も感慨深いものがございますが、今後は新呉市の発展のために力となれるよう努力いたしますので、よろしく願いいたします。甚だ簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。

中本事務局参事 ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては、小笠原会長にお願いしたいと存じます。

会長よろしく願いいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから第6回呉市・下蒲刈町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として吉井光廣委員と宇都宮杉三委員を指名いたします。どうかよろしく願い申し上げます。

これから本日の議事に入ります。

前回からの継続協議案件で、広島県知事への協議を行ってありました協議第18号新市建設計画についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 事務局から報告させていただきます。

着席にて説明させていただきます。

協議第18号新市建設計画について（継続協議案件）でございます。

この呉市・下蒲刈町合併建設計画（案）につきましては、下蒲刈町と呉市が合併後10年間のまちづくり振興を図るための具体的な計画書ということになると思えます。これにつきましては、7月9日の第5回合併協議会で協議、確認を受けまして、県に正式協議を行ったところでございます。

県におかれましては、この呉市から出されました合併建設計画案につきまして、呉地域事務所での推進会議、本庁では合併推進本部の幹事会がございまして、それから新聞等にも載りましたけれども、7月31日に県知事が本部長である合併推進本部会議が開催されまして、審議がなされております。こういう経過を踏まえまして、7月31日に正式な、知事の同意を得まして正式な回答を得ておるところでございます。今回の知事の同意につきましては、県内で第1号ということになっておるところでございます。

それと、建設計画の中身につきましては、協議会の確認を得ました後で、県の事務方と協議する中で一部字句及び表現の修正等はしておりますけれども、基本的には第5回の合併協議会で協議、確認していただきました内容及び事業の変更はございません。

それと、財政計画につきましても、10年間で歳入歳出同額、約8,280億円ということになっておりまして、このうちの投資的経費に占めます割合は約17.2%ということになっておるところでございます。

中身につきましては、4ページを開いていただきたいと思います。4ページに(3)の人口というところがありまして、人口推移、あるいは年齢階層別人口構成、就業構造、これらの表につきまして県の事務局側と協議する中で、入れてほしいということがございましたので、第5回の時の資料にはありませんが、この1ページだけを入れさせていただいてるところでございます。

それと、11ページのまちづくりの基本方針につきましても何ら変わっておりません。下にありますように、瀬戸内海の文化・迎賓拠点のまちづくり、安芸灘地域の玄関口及び保健・医療サブ拠点のまちづくり、瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和・魅力ある住宅エリアのまちづくりという、3つのまちづくり方針につきましても変わっておりません。従来どおりでございます。

それと、14ページに移りまして、まちづくりの計画につきましては、やはり当初からございました6つの柱、保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備、産業の振興等々、基本的柱は変わっておりません。ただ、字句の修正ということがございまして、例えば、1の保健・医療・福祉の中で、もともと第5回までは、中ほどにありますけれども、在宅介護支援センターとありますが、その中でショートステイとかデイサービスとか、ホームヘルプステーションなどの言葉を使っておりましたけれども、正式な福祉用語を使ってほしいということがございましたので、居宅介護支援事業所、あるいは通所介護事業所、訪問介護事業所というような形で字句の修正を多少しております。また、他の分野においても同じ様な修正をしておりますが、基本的には変わっておりませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上、経過説明しましたように、第5回で協議しました建設計画(案)につきましては、県に正式に協議しまして、7月31日付で正式に回答を得たところでございます。今はこういう状況でございます。御審議のほど、よろしく願いたいと思います。

小笠原会長 ただいまの説明にご質疑なりご意見があればお願いをいたします。

実質的な変更がありませんので、ご異論ないと思いますけれども、第5回で十分中身はご説明をさせていただきましたので、それでは本件について委員の皆様のご承認をいただけたものとして決定をさせていただいてよろしゅうございますか。確認でございますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第1回からの本協議会において決定されましたすべての項目、32項目の協議事項はすべて協議終了ということに相なったわけでございます。

続きまして、これまで協議をいただきました32項目の協議結果を踏まえて作成をいたしました合併協定書（案）について、ご審議をいただきたいと存じます。

本件について事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 協議第35号合併協定書について説明させていただきます。

これにつきましては、4月4日に第1回の法定協議会が設置されまして、それから4月25日に第2回、5月に第3回、6月に第4回、7月に第5回と協議会を開きまして、合併に関する協議事項、全項目、32項目でございますけれども、基本的な項目15項目、行政制度等に関する項目16項目並びに新市建設計画、以上32項目を協議してまいりました。今までの合併協議会で協議、確認し、双方合意に達した内容をもとに、一部字句の調整をしておりますけれども、これを協定書（案）としてまとめたものでございます。

1ページ開いていただきまして、一つ一つ読ませさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いしたいと思います。

1番目の合併の方式でございます。これにつきましては、安芸郡下蒲刈町を廃し、その区域を呉市に編入する編入合併とするということでございます。

2番目の合併の期日につきましては、合併の期日は平成15年4月1日とする。

3番目、財産及び公の施設の取扱いにつきましては、下蒲刈町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。

4番目、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてですけれども、議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。一応、文章的には長くなっておりますけれども、これにつきましては定数特例を採用いたしまして、平成15年、来年4月、予定では27日ごろになると思いますが、統一地方選挙がございます。そのときに呉市の議会議員の選挙にあわせて、定数を1人増やし35人としまして、そのうちの1人を下蒲刈区域で選挙区を設けまして、選出していただくということでございます。

5番目としまして、農業委員会の取扱いについてですが、1番目として、(1)下蒲刈町農業委員会は呉市農業委員会に統合する。(2)市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任するということございまして、4人の方を町の方で互選により選んでいただき、平成17年7月31日まで呉市の農業委員の残任期間に相当しますけれども、委員として在任していただくということでございます。

6番目、地方税の取扱いにつきましては、地方税は呉市の制度に統一する。ただし、両市町で税率の異なるものについては、市町村の合併の特例に関する法律第10

条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施するというところでございます。これは町の住民税はそのまま経過措置をとらせていただくと。変わらないというところでございます。

7番目としまして、一般職の職員の身分の取扱い。(1)下蒲刈町の一般職の職員はすべて呉市の職員として引き継ぐものとする。(2)職員の任免、給与、その他身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとするというところでございまして、これにつきましては合併特例法第9条に身分の保障の措置が規定されておりますので、その取扱いに沿って定めたものでございます。

8番目としましては、特別職の身分の取扱い。下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるというところでございます。

9番目、行政組織機構の取扱い。(1)下蒲刈町役場は支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。(2)下蒲刈町に置かれている附属機関は廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとするというところでございます。(1)の支所機能につきましては、やはり合併後の下蒲刈町地域の地域振興を図っていくという必要がございますので、そのあたりの部署の設置についても検討している状況でございます。

次に、10番目でございます。一部事務組合等の取扱いについてですが、下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとするというところでございまして、御存じのように隣の蒲刈町と一部事務組合を組んでおりますので、引き続き組織を存続していくというところでございます。

11番目です。使用料・手数料等の取扱い。(1)使用料は呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。(2)手数料は呉市の制度に統一するというところでございます。

12番目、公共的団体等の取扱いについてです。公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整を図るものとする。(1)両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。(2)独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。(3)統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるというところでございます。

次の13番目でございます。各種団体への補助金、交付金等の取扱い。各種団体等に交付している補助金については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で新市において検討することとし、当面次のとおり調整を図るものとする。(1)両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。(2)町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

次の14番目、町字名の取扱い。下蒲刈町の町字名については、下蒲刈町の意向を尊重する。

15番目、慣行の取扱い。成人式及び消防出初式は呉市の制度に統一するというところでございまして、合併に関する基本的な項目については、以上述べさせていただいたところでございます。

それから引き続き、今度は行政制度等に関する項目に移らせていただきまして、各種事務事業の取扱いにつきましては、16の1からずっとございましてけれども、基本的には、呉市の制度を適用させていただき、または呉市の制度に統一させていただきまして、そうはいいましても従来からの経緯等がございまして、住民生活等のサービスが向上していくよう調整を図っていくということでございます。内容としましては、16-1として福祉制度の取扱い、16-2として国民健康保険事業の取扱い、16-3、介護保険事業の取扱い、16-4として保健・医療制度の取扱い、16-5、環境事業の取扱い、16-6、商工業・観光の振興、16-7、農林水産業の振興、16-8、まちづくり建設事業、1ページ開いていただきまして、16-9、教育・文化・スポーツの振興、16-10、コミュニティの振興等ということがございます。

以上の中で、主なものとしましては、保健・医療制度の取扱いの中で、公立下蒲刈病院につきましては呉市が引き継いでいくということでございます。それと下蒲刈町が現在取り組んでおられます「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぐとともに、地域振興に努める。それと、今のまちづくり方針で整備されました三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎまして適切な管理運営に努めるものとするという主な項目について特に示させていただいております。それ以外の個別事業あるいは制度については、それぞれの事業がさらに推進されるよう引き続き協議、調整を図っていくという文言にしております。

それから、16-11、4ページでございましてけれども、水道事業（簡易水道事業）の取扱いについてでございます。これにつきましては、(1)下蒲刈町の簡易水道事業は現行のとおり呉市に引き継ぐ。(2)水道料金及び新設分担金については、合併時に呉市の基準に統一するものとする。同じ料金にするということでございます。

それと16-12下水道事業（集落排水事業）の取扱い。(1)下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は現行のとおり呉市に引き継ぐ。(2)使用者加入金は現行のとおりとする。また、使用料については、下蒲刈町の整備計画及び事業進捗状況、財政計画等を総合的に判断し、合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとするということでございます。呉市は公共下水道を整備しておりますけれども、町の方では集落排水事業を行っておられ、これを引き継ぎまして、新たな料金体系をつくり、料金を統一していくということでございます。

16-13番でございまして。消防・防災体制の整備についてですが、(1)下蒲刈町地域の消防、救急・救助等については、呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。また、速やかに消防出張所等の施設整備を図り、安芸灘諸島地域の常備消防体制の強化・充実に努めるものとする。(2)下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していくということでございます。

次の16-14でございまして。バス運行事業の取扱いについてです。5ページでござ

います。(1)下蒲刈町の町内バス及びスクールバスについては、呉市が引き継ぎ運行していくものとする。(2)敬老優待乗車及び心身障害者優待乗車は呉市の制度を適用していく。

16 - 15、安芸灘大橋有料道路通行料金軽減対策事業の取扱いにつきましては、下蒲刈町の現行制度を呉市が引き継ぎ、実施するものとするということでございます。

それと、16 - 16、電算システムの取扱いにつきましては、合併時に呉市の電算システムに統合し、サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとするということでございます。

17番目の新市建設計画につきましては、県から別紙の建設計画(案)について同意するとの正式な回答を得た経緯をもとに、先ほど協議事項として提案し確認されたところでございます。これをそのまま協定書に記載させていただきまして、合併後の建設計画は別添の「呉市・下蒲刈町合併建設計画」に定めるところによるものとするということにさせていただいたものでございます。

以上、今までの合併協議会で協議、確認し、双方合意に達した内容をもとに協定書(案)としてまとめさせていただいたものでございます。いま一度ご確認をしていただきたいと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの合併協定書(案)についての説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

特に御意見等がないようでございますので、お諮りをいたしますが、本件についてはただいま説明いたしました案のとおり御承認いただけたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 わかりました。

本協定書をもちまして合併調印を執り行いたいと存じます。

なお、合併協定調印式は、委員の皆様の御都合などを事前に調整させていただきました結果、今週の木曜日でございますが、8月8日午前11時より、市内のシティープラザ・カンコーにて、藤田知事御出席のもとに開催をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。これからもまだ手続き等が残っておりますが、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、閉会をさせていただきたいと思いますが、閉会に当たりまして中田委員よりごあいさつをお願いいたします。

中田委員 閉会のご挨拶を申し上げます。皆さん今日は大変お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございました。

おかげをもちまして1回から6回で何とか協議のすべてが完了し、次には合併調印と、こういう運びになりましたことを心から感謝を申し上げたいと存じます。本当に長い間御苦勞でございました。協定書も出来上がったことでございますので、新しい市の建設に向けて、ますます御尽力、御努力をいただきたいと心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

小笠原会長 ちょっと私の方からも一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆さん方におかれましては、本当にこれまで何回もたび重ねて熱心に御審議、御協議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、顧問の加賀美呉地域事務所長におかれましても、4月4日の本協議会設置以来、毎回御出席をいただきまして、熱心に御協議に加わっていただきまして誠にありがとうございました。

おかげをもちまして本日これで法定協議会のすべての手続きを終わりにして、いよいよ合併調印式ということになるわけでございます。どうか引き続きよろしくお願ひ申し上げますとともに、これからも、本当にこれからが第一歩といってもいいわけでございますので、お互いの未来に向かっての新たな道づくりに懸命の努力をしまいたいと、このように思っているところでございます。

委員の皆さん、どうもありがとうございました。御苦勞さまでございました。

午前10時35分 閉会

以上、第6回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・下蒲刈町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・下蒲刈町合併協議会委員 吉 井 光 廣

呉市・下蒲刈町合併協議会委員 宇都宮 杉 三